

申込件数が予算の上限に達した時点で
申込みを締め切る場合があります。

令和3年度から継続して家賃補助を
受けられる方用

令和3年度から継続して家賃補助を受けられる方へ月額1万円家賃補助します

家賃補助のお知らせ



1 支給額 月額：最大1万円（令和4年度：最大12ヶ月）

2 補助対象者

- 令和3年度において「ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金」の
交付決定を受け、令和3年度の補助金交付対象期間を含めて24ヶ月を経過していない方
- ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金申請者アンケートに回答いただいた方

3 補助金について

- 補助金は、当該年度分を3月に一括して交付します。

4 補助金手続きの流れ

①アンケートに回答【申請者→ふるさと山形移住・定住推進センター】

右のQRコードからアンケートに回答してください。

※スマートフォンをお持ちでない方はアンケート用紙を申請書と一緒に
お送りください。

②申請【申請者→ふるさと山形移住・定住推進センター】

令和4年9月15日(木)までに申請書(様式第1号)をセンターに提出(下記5を参照)

※申請件数が予算の上限に達した時点で申し込みを締め切る場合があります。

③交付決定【ふるさと山形移住・定住推進センター →申請者】

申請内容を審査の上、交付決定通知を送付

④請求【申請者→ふるさと山形移住・定住推進センター】

令和5年3月9日(木)までに請求書と補助金の振込先がわかるもの(通帳またはキャッシュカードの写し等)を添えて補助金を請求。

※請求日を過ぎますと、補助金の請求ができなくなりますのでご注意ください。

⑤審査、支払い【ふるさと山形移住・定住推進センター →申請者】

請求内容を審査の上、補助金の確定通知書を送付し、令和5年3月中に補助金を支払います。

※補助金交付後に県外へ転出されたなどの際は、補助金の返還と、返還に必要な経費(振込手数料等)の負担を申請者に求める場合がありますのでご了承ください。

5 申請について

- 転居等により令和3年度からの申請内容に変更が生じた場合は、申請書(様式第1号)のほか、住民票謄本(続柄及び世帯主の記載されたもの)の写し、住宅の賃貸契約書の写し(全てのページ)が必要になります。

6 申請書の提出先について

下記提出先まで直接お持ちいただくか郵送でご提出ください。

※補助金交付請求書は、山形県移住交流ポータルサイト「やまがた暮らし情報館」からダウンロード可能です



【提出先】 (一社) ふるさと山形移住・定住推進センター 家賃補助担当あて

〒990-2492 山形県山形市鉄砲町2-19-68

電話 023-687-0777 FAX 023-687-0788

メール furusato@yamagata-iju.jp

